

その他の土木工事業における立木等を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	15~16	敷地内において、作業で高所作業車を操作してゴンドラ部に一人で乗り込み、チェーンソーを使用して樹木の伐採をしていた。木の中段位の所を伐採中、倒す方向を間違っ、作業員側に伐採木が倒れ直撃を受け、ゴンドラと手摺の間に挟まれた。	67~9	1
1	16~17	チェーンソーで切っていた木を収集しようと思、のり面を降りていたら、そこに竹（親指くらいの大きさ）があり、その竹が足の裏に刺さった。	32~9	1
2	10~11	道路維持業務のため、法面で、伐採した根などの片付けをしていたところ、斜面で足を滑らせ木の切り株に左胸をぶつけ骨折した。	63	—
2	16~17	森林斜面（10°位）にて、伐木（チェーンソーにて）作業時、立木上部にロープをかけて斜面上部側に引き倒す予定で、作業を急いでしまい、足の位置が伐木する立木の脇に出てしまい、倒れた後滑って足の甲の上に乗ってしまった。	64~9	1
2	13~14	公園内で枯損木を伐採する為被災者（作業員）がチェーンソーを使用し、枯損木の根元を切断作業中、目視では確認出来ない空洞木であった為、切断箇所から2.2m上部まで幹が裂けてしまい、被災者（作業員）側にその幹が落下し、被災した。	68~9	1
2	16~17	太陽光発電の障害となる樹木の伐採中、傾斜地で伐木した木が沢方向に倒れた際、反対側の土手に当たり、気がバウンドして根元の部分が左腕と左太ももに当たり負傷した。	77~9	1
3	9~10	キャンパス内で高木剪定作業時、高所作業車に乗った人が高枝を切りおとし、声をかけ合い作業をしていたところ、バスケットの影で切った枝を見失、上から落ち	30~	10

		てきた枝が頭部うしろ部分に当たり、ヘルメットをかぶっていたので外傷はないが、吐き気がして首から肩にかけてむち打ち状態になった。		29
3	11~12	樹木伐採工事にてチェーンソーを使用して伐採作業中、伐倒方向の見当を誤り倒れてきた木に激突し、頸椎捻挫、左身体部分を打撲した。	21	1 ~ 9
4	14~15	松の木を伐木作業中、上部を切り摘めた松の木にチェーンソーで切り込みを入れて、根元から倒す準備作業を終えて、安全な場所に退避している途中で木が倒れてきて、退避途中の作業員の頭に木の幹がぶつかった。	67	10 ~ 29
5	17~18	荒れ畑で、周囲の竹や木を伐採作業中に、倒して小切りにした直径20cm・長さ1.5m程の丸太を乗り越えようとして、足を乗せたら丸太が転がり、転んだ際に左手をつき、手首を骨折した。	45	1 ~ 9
6	11~12	被災者は、道路脇歩道にて植樹柵の街路樹の剪定作業の途中であった。被災者が木に登り作業をしていた際に、安全帯を掛け替えようとしたところ、バランスを崩してしまい落下し受傷した。	70	10 ~ 29
7	9~10	庭で剪定作業中、高さ5m位ある木（デツリンジン）の3m辺りのところに登っていた。直径10cm程の枝に乗ったところ、その枝が折れ、3m下へ落下した。（枝は葉が茂っていたため、外見からは気付かなかったが、半分程枯れていた。）下へ落ちた際、庭石で胸部を打ち肋骨を折り、肺挫傷を負った。	38	1 ~ 9
7	15~16	先達発電所施設上流にある取水工排砂門に流木が掛かっているため除去する工事で、準備作業のため排砂門上屋（幅3.0m長7.0m高さ4.80m）でバックホーの作業状況を監視しているとき、被災者が流木の絡み状態が気になり単独で上屋ステップ鉄筋φ19mm幅0.3mの14段を安全帯2丁掛けを使用しながら降りたところ、堰堤天端部60cm位のところで流木の枝があり、これに右足、左足で上がり体勢を替えるため左足を上げたところで右足が流木の上で滑り腰から落ちて受傷した。2丁掛安全帯の片方はステップ（下から3段目）にフックに掛けていた状態であった。	41	10 ~ 29
7	16~17	モチの木の剪定中、脚立で作業後、安全ベルトを外し、枝に移動したところ枝が折れ庭石の上に落下し、右足首を骨折した。（約4m）	44	1 ~ 9

7	9~ 10	土手の竹を伐採作業中に、切った竹が倒れかかって来たので、右手で竹を持ち、左手でチェーンソーを持っていたときに体のバランスを崩し、左手に持っていたチェーンソーが左足に当たって負傷した。	68	1 ~ 9
9	16~ 17	樹木の剪定作業中、カシの生け垣（枝が細く安全帯がつけられない）に登って剪定中、足を滑らし約4m下の地面に落下し、足等を打ち負傷した。	63	1 ~ 9
9	13~ 14	道路整備に伴う松くい虫の伐倒作業中、伐倒した木が倒れる際に他の木に引っかかったため、引っかかった木（直径約25センチ、重さ約100キロ）にロープを巻き付け引き倒そうとロープを引っ張ったところ、根本が切り離れた断面から滑り落ちた、その際、被災者と木の距離が近すぎたため滑り落ちた木が左足を強打し負傷したものである。	33	1 ~ 9
10	9~ 10	高等学校剪定工事の桜の剪定作業を行っていた際、脚立を木にかけ、登り、木の一番下の枝に手をかけたら、枝が枯れていた為根元から折れ、校門の門に転落し、背中から強打したもの。一部木に足をかけた1.5m程度の高さでの作業。	69	1 ~ 9
10	15~ 16	会社借用地にて、隣接林から同土地にずり落ちた間伐材（ヒノキ直径25cm）を1人で撤収中に、木材が斜面から予想外の方向に動き、退避するも、右足大腿部内側に当たり受傷した。	50	10 ~ 29
10	9~ 10	台風災害の倒木で、水路をまたいで電線に倒れた木をチェーンソーで数ヶ所切り処理する際に、思わぬ方向へ倒れ、足を挟まれる。	45	1 ~ 9
11	15~ 16	個人邸樹木伐採工事に従事し、チェーンソーを使用して高さ約8mの立木を伐採中、折れていた枯枝が上部から落下し、ヘルメット着用の頭部に当たり負傷した。	36	1 ~ 9
11	13~ 14	直径5cm程の竹を伐採するため、切り口を入れ、竹をつかみ手前に折り倒そうとした際、切り口を入れた所から竹が切断して外れたため、バランスを崩し仰向けに転倒した。転倒した際に、地面から出ていた、すでに切った竹の切り株に腰があたったため、作業を中断し休んでいたが、胸が痛み出したので病院へ行った。	73	1 ~ 9

12	13~14	<p>立木（Φ400）にΦ500程度の腐食した木が掛かった状態であった。被災者は通常の方法では伐倒が困難と判断したため、職長と手順の確認を行った。被災者は立木を伐採したあと退避場所へ退避していたが、掛木が予定した方面に行かず回転し、被災者の方向に向かってきたため、再度退避しようとしたが間に合わず、腰付近を接触した。原因は、立木と掛木が一見すると共に倒れる程度に掛かっているようであったが、実際は立木に対して想定した程には荷重がかかっておらず、掛木が予期せぬ方向に転がったためである。</p>	30 34 49
----	-------	--	----------------

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html